

## 令和5年度 新規就農者支援事業等の概要

支給年齢	50歳未満	50歳以上 60歳未満	60歳未満
研修 段階	<p><b>【新規就農者育成総合対策（就農準備資金）】</b>                      (国 10/10)                      150万円/年（最大2年間）                      対象：カレッジ研修生、先進農家研修生                      条件：研修修了後、1年以内に就農し、給付期間の1.5倍以上（最低2年間）営農することなど</p>	<p><b>【県単就農給付金準備型】</b>（県単）                      90万円/年（最大2年間）                      対象：県外出身のカレッジ研修生                      条件：研修終了後、1年以内に県内で就農し、給付期間の1.5倍以上営農すること</p>	<p><b>【受入農家等支援報償費（里親報償費）】</b>（県単）                      里親農家に対し 2万円/月（最大2年間）  <b>【研修奨励金】</b>（県単）                      60万円/年（家族連れ90万円/年）（最大2年間）                      対象：県外出身、<u>または嶺北-嶺南をまたぐ移住をするカレッジ研修生</u>                      条件：左記の県単就農給付金準備型と同様</p>
就農 段階  ※原則、 法人就業者 は対象外	<p><b>【新規就農者育成総合対策（経営開始資金）】</b>                      (国 10/10)                      150万円/年（最大3年間）                      ※夫婦の場合、1.5倍の金額を給付                      対象：経営開始から3年以内の認定新規就農者                      条件：給付後、給付期間と同期間以上営農を続けることなど</p> <p><b>【新規就農者育成総合対策（経営発展支援）】</b>                      (国 1/2、県 1/4)                      経営開始後2年度以内の機械・設備導入等の支援                      [事業費上限]                      〈経営開始資金支援受給者〉                      5,000千円                      〈経営開始資金支援不受給者（親元就農等）〉                      10,000千円                      対象：経営開始2年度までの認定新規就農者                      （当該年度に経営開始）</p>	<p><b>【就農奨励金】</b>（県 1/2、市町 1/2）                      〈非農家出身者〉                      1年目：180万円/年                      2年目：120万円/年                      3年目：60万円/年                      〈兼業農家出身者〉                      180万円/年（1年間のみ）                      〈専業農家出身者〉                      60万円/年（1年間のみ）                      ※夫婦型は1.5倍/年（上限225万円/年）                      対象：経営開始から3年以内の認定新規就農者                      条件：給付後、3年以上営農を続けること</p> <p><b>【住宅確保支援】</b>（県 1/4、市町 1/4）                      住宅家賃に対する助成                      家賃上限53千円/月（最大3年間）                      対象：県外出身で、経営開始から5年以内の認定新規就農者                      条件：上記、就農奨励金と同様</p>	<p><b>【小農具整備奨励金】</b>（県 1/4、市町 1/4）                      小農具（スコップ、一輪車等）の整備に対する助成、事業費上限100万円                      対象：経営開始から3年以内の認定新規就農者であり、非農家出身者                      条件：給付後、3年以上営農を続けること</p> <p><b>【儲かるふくい型農業総合支援事業】</b>  <u>うち、新規就農者支援（県 1/3 以内）</u>                      経営開始2年度以内の機械・設備導入等の支援                      [事業費上限] 3,000万円                      原則、国庫事業を活用。国庫を含めて、事業費上限3,000万円                      対象：経営開始2年度までの認定新規就農者等</p>